

第三者評価結果

事業所名：わかば保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は日本国憲法、児童憲章、児童権利条約、児童福祉法、保育指針を参考に作られています。法人及び園の保育理念、保育目標に沿って作成され、子どもの発達過程、地域の実態、家庭環境、保育時間を考慮して保育のねらいや内容が総合的に展開出来るよう編成されています。特に子どもの生活や発達の連続性に留意し、長期的な見通しを持ち、保育を進める事を大切に作成されています。年長児は横浜市のスタートカリキュラムを根拠にした園のスタートカリキュラムがあり、学びの芽生えや就学への期待を持ち、活動も全体的な計画の中に位置付けられています。作成にあたっては園長、主任が中心になり各グループに分かれて検討し職員も参画して長期的な見通しをもって作成されています。年度末にはプロジェクトチームを作り各クラスの意見や評価をまとめて次年度の作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 園は木々に囲まれ四季の変化が感じられる豊かな自然環境の中にあります。保育室には温湿度計のほかにCO2測定器の設置、サーキュレーターも増設して常に換気をしています。「衛生管理マニュアル」を基に掃除、消毒が行われ、寝具は天日干しを行い、年1回レンタル交換しています。家具や遊具の素材は安全で心地よい木材を多く取り入れ、ロッカーやパーテーションの活用、マット、ゴザを敷き、それぞれコーナー遊びや好きな遊びが落ち着いてできるように工夫した空間づくりができています。肋木、滑り台を室内に置き、運動遊びがいつでも出来るようになっています。ペランダや園庭を使い、外で食事をすることがあります。トイレはイラストを貼り、親しめる場所、利用しやすい場所になるように配慮し、1日に2度清掃しています。子どもが心地よく過ごせる環境が整備されています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時の個人面談で入園までの家庭での様子や成長過程を聞き取る等、情報を得て個人差を把握しています。子どもが自分の気持ちをありのまま表現できるように各年齢の発達に沿った声かけや対応をし、一人ひとりの子どもの心を受け止める保育を大切にしています。子どもへの声かけは子ども自身が自分で気づくように問いかける言葉で話す事を職員心掛けています。自分の気持ちを言葉で表すことが難しい子どもは保育士がその思いを分かりやすい言葉で代弁し、気持ちを汲み取れるように関わっています。各年齢に合わせ、一人ひとりの子どもの心を大切に受け止め、子どもが自分でやろうとするまで待つ等、子どもを受容し子どもの状態に応じた保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 個々の子どもの発達にあわせ子どもが自分でやろうとする気持ちのタイミングを捉えて働きかけを始めています。特に家庭との連携が大切なので、日々のやり取りを通して家庭と保育園が同じ方法で進めていけるように声かけしています。子どもがやろうとしている場面では個別に声をかけ、出来た時は一緒に喜び次へとつなげています。個人マークをロッカーやタオル掛け、靴箱等に付け、自分の場所や物が分かるようにしています。食事の仕方、着脱、靴を履くなど繰り返しの中で行う事により身に付け、自信へとつなげています。絵本、紙芝居、集会などを通じて生活習慣を身につけることの大切さを子どもが理解できるよう伝えていきます。看護師が主体となり手洗い、歯磨きの大切さを伝えていきます。食パンを使って菌の繁殖実験を行い、目で見て分かるように虫菌予防の大切さを伝えていきます。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが自発的に遊べるように保育室の玩具は子どもが自ら取り出し選んで遊べるようになっています。子どもの発達や興味にあわせ年齢に応じた手作り玩具、牛乳パックを使った玩具や椅子、段ボールの活用等をして保育室の空間づくりなどの環境を整備しています。幼児組は廃材を用意し、制作やお絵描きがいつでもできるようにはさみやクレヨンなども自由に使えるようになっています。廊下での運動遊びも雲梯や鉄棒、乳児滑り台等保育士の見守りの中で行っています。園庭は木々に囲まれ自然豊かで広々としており、ボール遊び、鬼ごっこ、竹馬や雲梯、泥遊び等思いきり飽きるまで遊べる環境となっています。子どもたちが自分たちでルールを作り遊び込む姿があります。「ヤッターの日」には5歳児がお化け屋敷、水や水路作り等自分達が考えて遊んだ後3、4歳児を招待して一緒に遊ぶ姿があります。散歩の途中で地域の人との関わりの場面もあり、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が進められています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 年間目標の中に“大人に依存して安定した信頼関係を作る”事が掲げられています。安心して保育士とアタッチメント(愛着関係)を持ち、心地よく過ごせるように子どもの表情を大切に目と目を合わせ応答的な関わりをしています。食事の介助や寝かしつけは担当制をとり、より保育士との関係が出来るように配慮しています。保育室は畳敷きで温かみがあり、落ち着いて過ごせるスペースとなっています。子どもがハイハイやヨチヨチ歩きで保育室の中を自由に動き回れるように保育室のレイアウトを変更し、生活空間の工夫をしています。発達段階に合わせた手作り玩具等は子どもが自ら取り出せるようになっており、興味や関心が持てるように配慮されています。午前寝や夕寝が個々に合わせて落ち着いてとれるようスペースの工夫をしています。保護者とは朝夕の送迎時や毎日の連絡ノートで家庭での様子、保育園での様子を伝え合い連携を図っています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園は小集団の保育を大切にしており、1、2歳児は月齢により3グループに分け、よりきめ細かい保育を実施しています。自分でやろうとする気持ちや自我が発達する年齢なので極力その気持ちを大切に保育を行っています。子どもが安心して興味や関心を持って遊びが出来るように玩具類は手の届くところに収納され、いつでも子どもが自ら取り出せるようになっています。ままごとや病院ごっこ遊びが大好きで保育士も一緒になって遊びに関わっています。自我の発達に伴い遊びの中で玩具や場所の取り合い等もあり、保育士はお互いの気持ちを伝え、関わりが持てるよう仲立ちをしています。園庭遊びも好きで他のクラスとも一緒になりどろんこ遊び等興味ある遊びをしています。用務員、看護師、栄養士、調理師と顔を合わせると声をかけられたりして関わりをもっています。保護者とは送迎時のやり取りや連絡帳で子どもの様子を伝え合い、連携を図っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児はヒーローごっこ、ままごとごっこや簡単なルールのある遊びが好きで、友だちと楽しく遊べるように保育士も一緒に遊んでいます。興味関心のある活動がさらにできるよう、コーナー作りや手作り玩具等保育環境を整えています。4歳児はグループ活動が盛んで、中あてドッチボールが特に人気があります。5歳児は友だちと協力して遊ぶ姿が多々あり、認め合ったり励まし合える集団作りを目指しています。リトミック、鉄棒、縄跳び、跳び箱等の四肢の発達を促す運動遊びを積極的に取り入れ、運動会でも披露しています。年間行事では日本の伝統的な行事、芋ほり、繭玉づくり、わかばまつり、5歳児はわんぱくキャンプ等様々な活動を行い、子ども達の体験と経験の場を多く作っています。保護者へはクラス便り、壁新聞、行事への取組の様子、行事終了時の感想等を冊子や壁新聞、クラス便りを通じて伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内は段差などもあり、環境整備の面では肢体不自由な子どもへの対応に課題があります。入園希望があった際には、事前に保護者に園生活が可能か判断をしてもらっています。個々の発達に合わせた個別指導計画は成長に合わせた指導計画となっており、クラスの指導計画とも関連付けて、本人に無理のない範囲でクラスの活動に合流しています。保護者からの申請で港南、戸塚療育センターの巡回訪問指導を受け、研修などで対応の仕方や環境設定の相談、助言を受けています。職員全体に子どもの現在の様子を随時報告し、全職員で共有しています。障害児保育実施園である事は入園面接時に保護者に説明していますが、更に理解が得られるようにクラス懇談会の折に保護者本人から子どもの様子を話す機会を用意しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 一人ひとりの登園時間や降園時間が違う中で子どもの在園時間に配慮して活動を行っています。各クラスの月案の中に“長時間保育への配慮”の項目を作り、生活リズムや体力面に配慮して遊びを行っています。特に0歳児は午前睡や夕寝の環境を整えています。朝の延長保育は、始めは合同ですが登園児が増える時間帯から各クラス別保育としています。夕方の延長保育は園児数が少なくなった時間帯から全園児一緒の合同保育となります。午後6時半以降も利用の園児には軽食（おにぎりやパスタ）の提供を行っています。合同保育の保育室では玩具の大きさや種類に配慮し、大きい園児は座って遊ぶようにして、異年齢保育に配慮しています。延長保育時の家庭への連絡事項は連絡ノートで遅番の保育士に伝え、連絡漏れの無いよう引き継ぎをしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「全体的な計画」の中に小学校との連携や就学に関連する指導計画“幼保小の架け橋プログラム（スタートカリキュラム）”が作成され、保育内容を年間保育計画に取り込んでいます。その中に年度後半の活動のねらい、活動の柱、主な活動、子どもへの配慮、環境設定が示され、段階的に就学へ向けた指導計画があります。地域の保育園、幼稚園との5歳児交流、学校見学や生活発表への参加等子どもたちが就学に期待が持てる機会を設けています。園長は保護者に対して就学児懇談会を行い、生活習慣の見直しや確認、就学への心構えなど必要な情報を伝え、小学校に上がる子どもの生活に見通しを持てる機会を設けています。5歳児担当職員は年4回幼保小接続期研修会に参加し、小学校教員と意見交換し、連携をとっています。就学に向けて保育所児童保育要録を作成し、園長が確認を行った後に学校に送付しています。状況により直接やり取りする場合があります。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」をもとに、登園時には、家庭での様子、登園時の健康チェック、玄関先での手洗いをしています。保育中の体調悪化や怪我については降園時にその様子を伝えていますが、症状によっては保護者に連絡しお迎えを要請しています。怪我の場合は保護者へ確認して医療機関を受診する場合があります。病後の登園時は家庭での様子や症状の確認を行っています。特に感染症の場合は登園前に連絡を取り確認をしています。子どもの健康について会議や週ミーティングで報告し、全職員が共有しています。「保健年間計画」に沿って子ども達にうがいや手洗い、歯磨き指導等様々な取組をしています。SIDSに関する研修や危険について保護者にも伝えてあります。0、1歳児は午睡時の呼吸確認チェック、2歳児は体位チェックを行っています。園の健康・保健についての取り決めは入園案内（重要事項説明書）の中に詳しく記載して保護者へ周知していますが、再度園としての方針を保護者へ伝え、特に感染対策として早期のお迎えや家庭保育の協力について保護者に継続的に周知し、理解につなげていくことが期待されます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康診断、歯科健診を年2回実施し、尿検査は幼児組、視聴覚検査は4歳児が年1回、身長体重測定は全クラス毎月行っています。健診前に保護者から園医に対しての質問をあらかじめ聞き取り、健診後に保護者へ園医からの回答を伝えてあります。健診結果はカウプ指数も示して健康記録に記載し、ファイリングして保管しています。同時に保護者へその日の内に所定の用紙に健診結果を記載し、伝えてあります。受診が必要な場合は看護師から保護者へ口頭で説明し、受診を勧めています。受診後の全園児の結果は統計を取って家庭の生活に生かされるよう保健だよりでお知らせしています。保健年間計画の中で健診結果が保育に生かせるよう看護師が歯磨き、手洗い、ばい菌の話や健康についての話等の健康教室を行っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもの入園については個別面接でアレルギー診断書、主治医意見書、除去食申請書を基に除去食品の確認等を行っています。献立表に基づいて栄養士と除去食品の確認、園での対応方法の説明などマニュアルに基づいて保護者と確認をしています。毎月栄養士と保護者で献立表を基に除去食品の確認を行い、全職員が共有しています。食事の提供時は専用の机と椅子、食器を用意し、すべてに子どもの名前を記入しています。調理室から受け取る際、担任と調理員で食器の名前と中身の確認、クラスで提供する際も2人の担任で食器と中身の確認をし、誤食の無いよう十分に注意しています。園医によりエピペンの打ち方やアレルゲン摂取後の初期症状について園内研修を行い、必要な知識を得ています。クラス内の他の子どもにはアレルギー疾患について注意する点を伝えてあります。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 子どもの食については、全体的な計画、各指導計画、食育計画に位置づけて、子どもが食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいます。園では月に1回、食育の一環として「お弁当の日」を設けています。保護者の理解、協力によりお弁当を持参してもらい、普段とは違う特別な日として、子どもたちも楽しみにしています。園では大きなホールでゆっくり落ち着いて食事を摂ることができます。食器、食具は年齢ごとにそれぞれの成長に合わせたものを用意し、家庭的なぬくもりを感じる陶器製の食器を使っています。子どもは、枝豆取り、トウモロコシの皮むきなど調理の下拵えの手伝いをし、食に関する興味を深めています。幼児クラスは、自分で適量を盛り付け、配膳をしています。食事の各テーブルでは、子ども同士の楽しい会話が交わされ、保育士は、同じテーブルに付いて声かけをしながら優しく見守っています。苦手な食材があるときは、「このくらい食べてみようか」と、少しでも食べられるように支援しています。乳児は月齢によって発達の差が大きいので、一人ひとりに合わせた離乳食を提供しています。保護者には、給食試食会を開いて味の共有をしたり、レシピの提供をしています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 毎月実施する給食委員会で、子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、次の献立・調理に反映しています。栄養士や調理員は、食事中心に子どもの様子を直接見て回り、子どもの話を聞いています。園では「旬や季節のものを取り入れた和食中心の献立」に力を入れています。園だよりの「給食室からこんにちは」では、わかば保育園の和食の特徴として「旬の食材を毎日献立に使用」や「季節を感じる献立」、「行事との関わり」等を挙げて保護者に伝えています。主な行事食として、正月の「七草がゆ」や「おしるこ」、節分の「鬼バーク」、4月の「よもぎ団子」、七夕の「天の川すまし汁」と「短冊サラダ」等が人気です。行事食の提供の際には、行事の由来や背景の文化などを子どもたちへ伝えています。「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を適切に行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 家庭とは「連絡ノート」を使用して日常的な情報交換を行うとともに、毎日の送迎の際のコミュニケーションを大事にしています。園では幼児クラスを含めた全クラスで連絡ノートを使用し、きめ細かな情報交換に努めています。毎月発行の園だより、クラスだより等は、保育の内容や子どもの様子、行事等の情報を詳しく伝えています。クラス懇談会では、写真やビデオを使用して保育の様子を分かりやすく伝えています。写真とコメントで子どもの様子を伝える「壁新聞」を園内に掲示して、保育の様子を保護者に伝えています。わかばまつり、運動会、お楽しみ会、保育参加等は、保護者と子どもの成長を共有できる良い機会となっています。個人面談も定期的開催して情報交換し、内容を適切に記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者とは、送迎時のコミュニケーションにより信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりをしています。保護者からの相談は、定期的実施する個人面談のほか、必要があるときに声かけをして面談を行うなど、保護者に寄り添った対応をしています。相談内容によっては、対応した職員が園長や主任の支援を受けられる体制がとられています。保護者の精神面での支援が必要な場合には、法人内の心理士から専門的なアドバイスが受けられます。面談は、保護者の就労等の事情を考慮しながら日程調整し、面談場所は、保護者のプライバシーに配慮をして設定しています。相談内容は、適切に記録して、児童票と一緒に個人ファイルに綴じて保管しています。	

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

家庭での虐待の予防や早期発見、早期対応のための体制を整えています。職員は、子どもの様子を身近に観察できる立場にあることを自覚し、登園の際の子どもの様子、顔や手足に傷や痣がないかなどの視診をしています。着替えの際に身体を見たり、子どもの何気ない言葉にも気を配り、虐待等の兆候を見逃さないようにしています。保護者が何らかの困難を抱えている時は、予防の観点からも精神面、生活面の支援のため、声かけや相談に応じる体制をとっています。虐待の可能性があると感じたときには、速やかに園長に報告したり、園全体での対応につなげ、区役所の所管課や児童相談所に連絡をしています。区の所管課、児童相談所、ケースワーカー、保健師等の関係機関とは日頃から連携して情報共有をしています。虐待防止のマニュアルを整備し、マニュアルに基づく研修をしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

<コメント>

保育士は、毎月、月案を作成する際にクラス内で前月の振り返りを話し合い、「前月の保育、評価、反省」としてまとめています。また、年間保育計画に基づく保育実践についても同様に「期ごとの振り返り」を行い、課題を明確化して「次期に向けて」の取組につなげています。期ごとの振り返り際には、全クラス一人ひとりの職員が振り返りの内容を説明し、意見交換をしています。この振り返りは園全体で共有され、互いの気づきや学び合いに繋がっています。職員は定められた項目に基づいて自己評価を行っており、評価結果を集計した「保育園自己評価の集計表」はホームページで公表しています。さらに、反省や次年度に向けた課題、改善についての記述が期待されます。